

引揚民事務所設置ニ関スル件

決定  
閣議ニ付ス

大東亞戦争ノ終結ニ伴ヒ本州・九州・四國及北海道（以下内地ト称ス）以外ノ地域ヨリ内地ニ引揚ヲ爲ス者及内地ヨリ朝鮮又ハ台湾ニ引揚ヲ爲ス者ニ対スル應急保護ノ實施ニ當ラシムル爲メ關係府縣ニ引揚民事務所ヲ設置セシムルモノトス

ニ要領

- (一) 引揚民事務所（以下事務所ト称ス）ハ門司、下関其ノ他専任ノ地ニ設置シ其ノ他ノ地ニハ必要ニ應ジ事務所ノ出張所ヲ設ケシムルモノトス
- (二) 事務所ハ所在地所管ノ地方長官ノ管理ニ屬シ左ニ掲ガル事項ヲ掌ルモノトス
  - (一) 引揚民ノ接待、誘導其ノ他輔導保護ニ関スル事項

- (三) 食糧其ノ他生活必需物資ノ供與ニ関スル事項
- (四) 應急醫療及財産ニ関スル事項
- (五) 宿舍ノ猝然及提供其ノ他施設ノ設営ニ関スル事項
- (六) 輸送ノ連絡調整、荷物ノ保管其ノ他輸送ニ関スル事項
- (七) 其ノ他引揚民ノ應急保護ニ必要ナル事項
- (八) 事務所長及職員若クハ置キ當該府縣及關係各職員ヲ以テ之ニ充ツルモノトシ之ヲ爲メ必要ニ應ジ府縣職員ノ増配置ヲ爲スモノトス
- (九) 内務省、外務省、厚生省、農林省、商工省、運輸省、他方總督府、朝鮮總督府、台湾總督府、樺太廳其ノ他關係各府縣及支那駐屯軍政委員會、新國法人中興生會其ノ他ノ關係団体ハ事務所長ノ爲メ其ノ職員ヲ事務所ニ派遣シ、事務所ノ運営ニ積極的ニ協力スルモノトス
- (十) 事務所ノ設置ニ要スル經費ニ付テハ國庫ニ於テ特別ノ措置ヲ講スルモノトス